

重要事項説明書

【地域密着型介護老人福祉施設】

〔令和6年10月1日現在〕

入居者：_____様

事業者： 社会福祉法人 鴻鵠の会

1 法人概要

法人名称：社会福祉法人 鴻鵠の会
代表者：理事長 山崎 きくえ
法人本部所在地：〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4
電話番号：048-650-8830
法人設立：平成25年2月（創立 平成11年11月）

2 事業所概要

施設種別：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
事業所名：地域密着型特別養護老人ホーム おたっしや倶楽部
（指定番号：1196501009 さいたま市）
所在地：〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町3丁目57番地1
電話番号：048-643-8700
FAX番号：048-643-8711
施設長：山崎 きくえ

(1) 施設概要（構造）

敷 地		992.02㎡
建 物	構 造	鉄骨造 地上3階建て 搭屋1階 耐火建築物
	延べ床面積	1,050.29㎡
	利用定員	24名（2ユニットで編成）

(2) 施設概要（居室）

居室の種類	室数	面積	一室当たりの面積	備考
ユニット個室	4室	49.76㎡	12.22㎡	
ユニット個室	10室	126.20㎡	12.62㎡	
ユニット個室	8室	101.52㎡	12.69㎡	
ユニット個室	2室	25.40㎡	12.70㎡	

(3) 施設概要（設備）

設備	室数	面積	備考
共同生活室(食堂・機能訓練室)	2室	各30.70㎡	
談話コーナー	2室	各4.70㎡	
介護従業者室	2室	各6.62㎡	
介護材料室	2室	各6.62㎡	
個人浴室・脱衣室	1室	9.29㎡	
機械浴室・脱衣室	1室	9.29㎡	
医務室	1室	11.30㎡	
事務室	1室	12.22㎡	
相談室	1室	5.46㎡	
厨房	1室	28.70㎡	

(4) 従業者体制

職種	職務内容	員数
医師（嘱託医）	入居者の健康状況に留意し、健康保持のための適切な措置を行う。	1
生活相談員	入居者及びその身元保証人等からの相談に応じ、必要な助言・その他の援助を行うと共に、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。	1以上
看護師	入居者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	1以上
看護職員 介護職員	入居者の入浴・排泄・食事等の介助及び援助を行う。	8以上
栄養士・ 管理栄養士	入居者の食事の献立作成、調理、配膳、及び栄養マネジメント計画書の作成、栄養指導、従業者の指導等を行う。	1以上

機能訓練 指導員	入居者の機能の減衰を防止するための訓練を行う。	1以上
介護支援 専門員	入居者の施設サービス計画作成を行う。	1以上
事務従業者	必要な事務を行う。	1

3 事業の目的及び運営方針

- (1) 事業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話・機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
- (2) 事業者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- (3) 事業者は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 事業計画及び財務内容については、入居者及びその身元引受人等に限らず、全ての方に対し、要望に応じて開示することができる。

4 施設サービスの内容と費用

(1) 施設サービス内容

種類	内容
食 事	入居者の状況に応じて、適切な食事介助を行う。 朝食) 8 : 0 0 昼食) 1 2 : 0 0 夕食) 1 7 : 3 0 間食) 1 0 : 3 0 ・ 1 5 : 0 0
入浴及び清拭	週2回の入浴又は、清拭を行う。 寝たきり等の方は、機械浴も可能。
排 泄	入居者の状況に応じて、適切な排泄介助を行う。
整容等	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるように援助する。 毎日、起床時及び就寝時に着替えの支援を行う。 シーツ交換は、週1回実施する。
機能訓練	身体機能の低下防止の為、機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行う。 寝たきり防止のため、出来る限りの離床に配慮する。

健康管理	医師や看護師、管理栄養士が健康管理を行う。
相談及び援助	入居者及びその身元引受人等からの相談に応じる。

(2) 費用

入居者の方から徴収する利用負担額等を次表に示す。

① 介護保険給付対象となるサービス

本人の所得合計金額により利用者負担割合が異なるので、保険者より交付される「介護保険負担割合証」にて確認する。

介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額である。

<利用料金のめやす> *ユニット型個室／1日につき

*利用負担額は介護保険負担割合が1割の場合の金額

要介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位	682	753	828	901	971
利用者負担額 (円)	約 728	約 804	約 884	約 962	約 1,037

<各種加算料金のめやす> *利用者負担額は介護保険負担割合が1割の場合の金額

項 目		サービス 単位	利用者負担額 (円)	備 考
初期加算		30／日	約 32／日	利用開始日より 30 日間に 対し加算
日常生活継続支援加算		46／日	約 49／日	厚生労働大臣が定める基 準に適合していることに より算定
看護体制 加算	(Ⅰ)	12／日	約 13／日	看護従業者配置状況に よりいずれかを算定
	(Ⅱ)	23／日	約 25／日	
夜勤従業者配置加算		46／日	約 49／日	夜勤従業者配置状況によ り算定
個別機能訓 練加算	(Ⅰ)	12／日	約 13／日	厚生労働大臣が定める 基準に適合しているこ とにより算定
	(Ⅱ)	20／月	約 21／月	
	(Ⅲ)	20／月	約 21／月	
ADL 維持等 加算	(Ⅰ)	30／月	約 32／月	厚生労働大臣が定める 基準に適合しているこ とにより算定
	(Ⅱ)	60／月	約 64／月	
若年性認知症利用者 受入加算		120／日	約 128／日	若年性認知症患者を受入 利用者ごとに個別の担当 者を配置
外泊時費用		246／日	約 263／日	病院等に入院を要した場 合及び外泊をした場合 (最大 6 日/月)

外泊時在宅サービス 利用費用		560／日	約 598／日	外泊時の在宅サービスを 支援した場合 (最大 6 日/月)
退所時栄養情報連携加算		70／回	約 75／回	厚生労働大臣が定める基 準に適合していることに より算定
再入所時栄養連携加算		200／回	約 214／回	厚生労働大臣が定める基 準に適合していることに より算定
退所時等 連携加算	退所前 訪問相談	460／回	約 491／回	退居前又は後に、厚生労働 大臣が定める相談援助又 は連携を行った場合にい ずれかを算定
	退所後 訪問相談	460／回	約 491／回	
	退所時相談	400／回	約 427／回	
	退所前連携	500／回	約 578／回	
協力医療機 関連携加算	(Ⅰ)	100／月	約 107／月	厚生労働大臣が定める基 準に適合していることに より算定
	(Ⅱ)	2／月	約 2／月	
栄養マネジメント強化加算		11／日	約 12／日	入居者ごとの継続的な栄 養管理を強化して実施し た場合
経口移行加算		28／日	約 299／日	経口摂取に移行するた めの栄養管理を実施した 場合
経口維持 加算	(Ⅰ)	400／月	約 427／月	摂食機能障害や誤嚥を有 する利用者に対し、医師又 は歯科医師の指示に基づ き、管理栄養士等が管理
	(Ⅱ)	100／月	約 107／月	
口腔衛生 管理加算	(Ⅰ)	90／月	約 96／月	歯科衛生士が口腔衛生の 管理を行った場合
	(Ⅱ)	110／月	約 117／月	
療養食加算		6／回	約 6／回	厚生労働大臣が定める療 養食を提供していること により算定 1 日 3 回まで
看取り連携 体制加算	(Ⅰ 1) 31～45 日前	72／日	約 77／日	厚生労働大臣が定める基 準に適合し、死亡日から死 亡日前 45 日以下までに対 し加算
	(Ⅰ 2) 4～30 日前	144／日	約 154／日	
	(Ⅰ 3) 2～3 日前	680／日	約 726／日	
	(Ⅰ 4) 当日	1, 280／日	約 1, 367／日	
	(Ⅱ 1) 31～45 日前	72／日	約 77／日	
	(Ⅱ 2) 4～30 日前	144／日	約 154／日	
	(Ⅱ 3) 2～3 日前	780／日	約 833／日	
	(Ⅱ 4) 当日	1, 580／日	約 1, 687／日	

在宅復帰支援機能加算		10／日	約 11／日	利用者が在宅復帰する場合に相談・援助を行った場合
認知症専門 ケア加算	(Ⅰ)	3／日	約 3／日	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	(Ⅱ)	4／日	約 4／日	
認知症 チームケア 推進加算	(Ⅰ)	150／月	約 160／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	(Ⅱ)	120／月	約 128／月	
褥瘡マネジ メント加算	(Ⅰ)	3／月	約 3／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	(Ⅱ)	13／月	約 14／月	
排泄支援 加算	(Ⅰ)	10／月	約 11／日	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	(Ⅱ)	15／月	約 16／日	
	(Ⅲ)	20／月	約 21／日	
自立支援促進加算		280／月	約 299／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
科学的介護推進体制加算		50／月	約 53／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
安全対策体制加算		20／回	約 21／回	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
高齢者施設 等感染対策 向上加算	(Ⅰ)	10／月	約 11／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	(Ⅱ)	5／月	約 5／月	
新興感染症等施設療養費		240／日	約 256／日	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
生産性向上 推進体制 加算	(Ⅰ)	100／月	約 106／月	厚生労働大臣が定める基準に適合していることにより算定
	(Ⅱ)	10／月	約 10／月	
サービス 提供体制 強化加算	(Ⅰ)	22／日	約 23／日	介護従業者配置状況により、いずれかを算定
	(Ⅱ)	18／日	約 19／日	
	(Ⅲ)	6／日	約 6／日	
介護従業者 処遇改善 加算	(Ⅰ)	所定単位数の 140/1,000 加算		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護従業者の処遇改善等の実施により、いずれかを算定
	(Ⅱ)	所定単位数の 136/1,000 加算		
	(Ⅲ)	所定単位数の 113/1,000 加算		
	(Ⅳ)	所定単位数の 90/1,000 加算		

***介護報酬計算方法**

介護報酬＝（サービス毎に定められた単位数＋加算単位数）×地域別単価（10.68 円）

② その他、介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスの利用料は全額負担となる。

項 目	料 金	備 考
居住費	3,300 円／1 日あたり	入院及び外泊時も負担する。
食 費	2,400 円／1 日あたり	朝食・昼食・夕食 800 円／1 食（間食代含む） （特別食は 1,000 円／1 食）
日用品費	実費	個人用の日用品等（歯ブラシ・ティッシュ等）で、 利用者の希望を確認した上で提供されるもの
行事 参加費	実費	クラブ活動や行事における材料費・物品費等
理美容代	実費	
電気代	50 円／1 日／1 台あたり	持込みの電化製品については、実費を徴収する。 ※冷暖房器具の持込に関しては別途相談

(3) 利用料の支払いについて

- ① 毎月、月末締めとし、翌月 20 日までに当月分の料金を請求する。指定口座より翌月末に引落す。
引落不能の場合は 10 日以内に、施設指定口座に振込む。なお、振込手数料は利用者負担とする。
- ② 入居者の身元引受人等が責任を持って支払う。3 ケ月を超えて利用料が未納の場合は、退居しなければならない場合がある。

(4) 入院時の取扱いについて

- ① 3 ケ月以内に退院される場合は、退院後本施設に入居することができる。ただし、その場合は、入院期間中でも居住費を支払う。
- ② 入院中に居室を短期入居生活介護事業で使うことがある。ただし、その期間中については居住費を請求しない。
- ③ 3 ケ月以内の退院が見込めない場合には、契約を解除する場合がある。

(5) 健康診断の受診について

年 1 回、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に基づき実施する。費用については、施設で負担する。

(6) サービス内容に関する苦情等相談窓口

サービスに関する相談・要望・苦情等は下記窓口まで、申し出ることができる。

受付窓口：	施設長
電 話：	048-643-8700
F A X：	048-643-8711
受付時間：	10:00～16:00（月曜日～金曜日）

＊当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができる。

- ・さいたま市役所 介護保険課 電話：０４８－８２９－１２６４・１２６５
- ・大宮区役所 高齢介護課 電話：０４８－６４６－３０６８
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：０４８－８２４－２５６８

(7) 第三者評価制度に基づく評価者は、当法人が委託した福祉経験者及び有識者が担う。 第三者評価の実施状況 年１回実施

5 事故発生時の対応方法

(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、さいたま市及び関係機関並びに入居者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を速やかに行う。

(2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

6 非常災害時の対応方法

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出の他、必要な訓練を行う。

また、防火管理責任者は施設長が担う。

7 緊急時の対応方法

従業者は、現にサービスの提供を行っているとき等、入居者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は協力医療機関に連絡する等の措置を行うとともに、施設長に報告しなければならない。

8 協力医療機関等

病院名	飯島医院
診療科	内科・循環器科
所在地	さいたま市大宮区吉敷町３－２８
電話番号	０４８－６４１－７２０５

病院名	特定医療法人双愛会 大宮双愛病院
診療科	外科・内科・整形外科 他
所在地	さいたま市大宮区堀之内町２－１６０
電話番号	０４８－６４３－１２００

病院名	社会医療法人　さいたま市民　医療センター
診療科	外科・内科・脳神経外科　他
所在地	さいたま市西区島根 2 9 9 - 1
電話番号	0 4 8 - 6 2 6 - 0 0 1 1

病院名	医療法人社団アカデミー　せがわ歯科医院
診療科	歯科
所在地	さいたま市浦和区木崎 2 - 3 4 - 1 1
電話番号	0 4 8 - 8 3 4 - 0 1 1 8

9 施設利用にあたっての留意点

面会・来訪	入館時間は、10：00～17：00とする。 ○施錠の為、17時以降の来所は、緊急時に限る。 ○入居者の介助・宿泊の為の来所は、事前に要相談。 ○来所時は、入館票に面会者全員の名前等を記入。
外出・外泊	外出・外泊の際には、事前に必ず訪問先と帰宅日時等を「外出・外泊許可願」を以って申出る。また、訪問先について、家族と連絡をし、了解を得た場合に外出ができる。
所持品管理	所持品等の紛失、破損等の責任は負いかねるので、記名厳守。所持品管理はご家族にお願いします。
喫煙	施設内は健康保持・安全管理のため、敷地内禁煙。
飲酒	施設においての飲酒は厳禁。
ペット飼育	施設内へのペットの持ち込み・飼育は厳禁。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、用法に従って利用する。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただく。
迷惑行為	騒音や他の利用者の迷惑になる行為は禁止。
宗教・政治活動	施設内での執拗な宗教・政治活動は禁止。

【重要事項説明確認】

地域密着型特別養護老人ホームおたっしや倶楽部の重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

【法人】所在地：〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町3丁目83番地4号

名称：社会福祉法人 鴻鵠の会

理事長 山崎 きくえ ⑩

【事業所】所在地：〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町3丁目57番地1号

名称：地域密着型特別養護老人ホーム

おたっしや倶楽部

施設長： _____ ⑩

説明者： _____ ⑩

私は、事業者から重要事項の説明を受け、サービス提供内容について同意しました。

令和 年 月 日

【入居者】住所：〒

氏 名： _____ ⑩

【身元引受人】入居者との関係 []

住所：〒

氏 名： _____ ⑩